

○伊豆の国市立図書館条例

平成17年4月1日条例第62号

改正

平成24年3月5日条例第4号

平成31年2月26日条例第5号

令和2年11月30日条例第33号

伊豆の国市立図書館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条及び第16条の規定に基づき、図書館及び図書館協議会の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 伊豆の国市に、図書館を設置する。

2 図書館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
伊豆の国市立中央図書館	伊豆の国市三福253番地の1

第3条 伊豆の国市立中央図書館に、分館を設置する。

2 分館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
伊豆の国市立葦山図書館	伊豆の国市四日町772番地

(使用の制限等)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、伊豆の国市立中央図書館及びその分館（以下「市立図書館」という。）の使用を制限し、又は退館させることができる。

- (1) その使用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) その使用が市立図書館の管理又は運営のため支障があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その使用が不相当と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第5条 市立図書館の建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(図書館運営協議会)

第6条 法第14条第1項の規定に基づき、伊豆の国市立図書館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、9人以内とする。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の伊豆長岡町立図書館の設置及び管理等に関する条例(平成7年伊豆長岡町条例第2号)、韮山町立図書館設置管理及び使用に関する条例(平成9年韮山町条例第6号)又は大仁町立図書館条例(昭和63年大仁町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(最初に任命される委員の任期)

- 3 施行日以後最初に任命される委員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則(平成24年3月5日条例第4号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月26日条例第5号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月30日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。